

原料原産地表示

原料原産地とは、加工食品に使用されている原材料の原産地のことで、全ての加工食品（輸入食品等は除く）に表示が義務付けられています。

対象原材料は、食品によって定められています。

対象原材料

- 全ての加工食品（次の2～7に該当する食品を除く）：重量割合上位1位の原材料
- 農産物漬物：上位4位（または3位）かつ5%以上の原材料（農産物又は水産物）
- 野菜冷凍食品：上位3位かつ5%以上の原材料
- かつお削りぶし：かつおのふし
- うなぎ加工品：うなぎ
- おにぎりののり：のりの原そつ
- 以下に掲げる22食品群：主な原材料（原材料に占める重量割合が50%以上の生鮮食品）

- ①乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実
- ②塩蔵きのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実
- ③ゆで、または蒸したさのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ④異種混じたカット野菜・カット果実、その他野菜、果実及ひきのこ類を切断後異種混じたもの
- ⑤緑茶及び綠茶飲料
- ⑥もち
- ⑦いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- ⑧黒糖及び黒糖加工品
- ⑨こんにゃく
- ⑩調味した肉類（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ⑪ゆで、または蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑫表面をあぶった食肉
- ⑬フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ⑭合挽肉、その他異種混合した食肉
- ⑮素干し魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、及びこんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類
- ⑯塩蔵魚介類及び海草類（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑰調味した魚介類及び海藻類（加熱調理食品、調理冷凍食品、缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑱こんぶ巻き
- ⑲ゆで、または蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品を除く）
- ⑳表面をあぶった魚介類
- ㉑フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理食品、調理冷凍食品を除く）
- ㉒④及び⑯に揚げるもののほか、生鮮食品を切断後異種混じしたもの

表示方法

表示方法には、以下の4種類があります。

ただし、個別に定めのある5品目（対象原材料の2～6）と22食品群（対象原材料の7）には、一部を除いて国別重量順表示しか認められていません。

国別重量順表示

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ産、国産）、豚脂肪、…

例では、豚肉の産地がアメリカ産であることを示しています。

名称：チョコレートケーキ
原材料名：チョコレート（ベルギー製造）、小麦粉、…

例では、チョコレートがベルギーで製造されたことを示しています。

又は表示：使用可能性がある国名を「又は」でつないで表示します。

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（アメリカ又はカナダ）、豚脂肪、…

例では、「アメリカ産のみ」「カナダ産のみ」「アメリカ産又はカナダ産」「カナダ産又はアメリカ産」の4通りの意味があります。

※豚肉の産地は、製造前年の実績順

名称：ソーセージ
原材料名：豚肉（輸入）、豚脂肪、…

例では、豚肉の産地が、3か国以上の外国からであることを示しています。